

平成 25 年度「公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金」(FRONT80) の募集について

1 概要

- (1) 当金庫は、企業の社会貢献ならびに社会的責任に対する関心の高まり等を勘案して、創立 80 周年を迎えたのを機に、「公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金」(FRONT80) を平成 17 年に設定し、森林保護（保全）を通じた社会貢献事業に取り組んでいます。
- (2) 本取組みは、国内の森林の荒廃が進み、地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を発揮できない状況を踏まえ、特定公益信託（信託財産 10 億円）を活用して、国内の荒廃した民有林を再生する事業・活動に対して助成を行う事業です。
- (3) これまでに実施された平成 17～24 年度助成対象事業の募集では、全国から 297 件の応募があり、第 1 次の書面審査、第 2 次の現地審査を経て最終的に 45 件（平成 24 年度（第 8 回）は、7 森林組合、1 同連合会、1 NPO 法人（助成金額：130 百万円））が選定されています（参考 1、2）。なお、当基金のスキーム図は、参考 3 のとおりです。
- (4) また、当金庫は「フォローアップ事業」として、助成先の事業実施に際し森林生態学や森林施業、森林情報管理等の専門家を派遣し、事業完成に向けたサポートを併せて実施していますが、引き続き、助成先のニーズに応じたサポートを実施していくこととします。
- (5) 今般、平成 25 年度の募集要項が決定し、5 月 1 日（水）から募集を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

2 募集要項の概要（詳細は、別紙「募集要項」のとおり）

(1) 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、**地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動で、かつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業**

- a 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の施業を条件とする。）
- b 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等
- c その他目的を達成するために必要な事業

(2) 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- a 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし、地方公共団体を除く。
（例）森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利法人、社団・財団等
- b 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。

- c 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。

(3) 助成金額

- a 平成25年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
(これまでの平均的な助成額からすると、助成先は10先程度)
- b 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

(4) 助成期間

- a 支援の対象となる事業の実施期間は、原則として平成26年4月1日以降に開始し、平成27年3月31日以前に終了するものとします（1年間）。
- b 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は、初年度のみとなります。

(5) 募集期間

平成 25 年 5 月 1 日（水）から平成 25 年 6 月 28 日（金）（当日消印有効）

(6) 募集方法

- a 「助成金交付申請書」（正・副2部）に記入のうえ、当該基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてに申請してください。
- b 「募集要項」，「助成金交付申請書」，「Q & A」は、全国森林組合連合会（全森連からのお知らせ）および農中信託銀行（社会貢献活動）のホームページ，または当金庫（ニュースリリース）のホームページをご覧ください。

*** 募集方法等にかかる問合せ先は、以下のとおりです。**

- **全国森林組合連合会 組織部** TEL 03-3294-9719
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F
(<http://www.zenmori.org/>)
- **農中信託銀行(株) 営業推進部** TEL 03-5281-1340
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F
(<http://www.nochutb.co.jp/>)
- **農林中央金庫 農林水産環境統括部** TEL 03-5220-9554
〒100-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2 DN タワー21 7F
(<http://www.nochubank.or.jp/>)

3 平成 25 年度の本事業スケジュール（予定）

平成 25 年 5 月 1 日 募集開始
平成 25 年 6 月 28 日 募集終了
平成 25 年 9 月頃 一次審査（助成先候補選定）
平成 26 年 2 月頃 二次審査（助成先決定）

以 上

【本件に関する問合せ先】

農林中央金庫 広報企画室（野田，内田）

TEL 03-5222-2017

平成25年度
公益信託 農林中金80周年森林再生基金 募集要項
(F R O N T 8 0)

1. 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。しかし一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。

本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により、森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対し助成していくことを目的としています。

2. 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の施業を条件とする）
- (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
- ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
- ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。
- ・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。
- ・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。

※ 事業の中でも、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (2) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (3) ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等により、助成金終了後も事業の継続性、波及性が認められる事業
- (4) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動
- (5) 過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託等）

※ 対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組までとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出して下さい。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

3. 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。
- 例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等
- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
- (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記した上で申請してください。

4. 助成金額

- (1) 平成25年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
 - ・ これまでの平均的な助成額からすると、助成先は10先程度になるものと想定されます。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「7. 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5. 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として平成26年4月1日以降に開始し、平成27年3月31日以前に終了するものとします（一年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

6. 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となった全ての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業）伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要と認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・ 現地での活動に係る電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・ 当該活動に係る保険料

（ソフト事業）境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、 森林データ整備費

- ・ 当該活動に係る外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・ 当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レ

ンタル料

- ・ 当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・ 当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・ 林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・ 遠隔地への移動に係る交通費
- ・ 団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・ 外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・ 団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・ 団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・ 掲載料、放送料等のかかる広告・広報の費用等

7. 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (平成25年9月頃)

- ・ 主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査 (平成26年2月頃)

- ・ 一次審査を通過した団体について、事業計画数字の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・ 原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・ 相場と乖離した不適正な事業数字の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い (前払い) の実施 (平成26年4月以降)

- ・ 本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・ 概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出ください。

(4) 事業の完了報告、助成金支給 (平成27年4～6月頃)

- ・ 事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただく

きます。

- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。
- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

8. 募集期間と応募方法

- (1) 募集期間 平成25年5月1日（水）～平成25年6月28日（金）
(当日消印有効)
- (2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部を全国森林組合連合会あてに郵送してください。

9. その他

- (1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします（一次審査結果平成25年10月頃、二次審査結果平成26年2月頃）。
- (2) 原則として、助成先の方の了承を得て事業内容を公開します。
- (3) 当基金についての詳細を別途「Q & A」として取りまとめておりますので、参照して下さい。

10. 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入の上、正・副2部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ（全森連からのお知らせ）からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行（社会貢献活動）、農林中央金庫（ニュースリリース）のホームページでも参照いただけます。全国森林組合連合会ホームページ：<http://www.zenmori.org/>

公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金の問合せ先

〒101-0047	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8F	
	全国森林組合連合会 組織部	TEL 03-3294-9719
〒101-0047	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 1F	
	農中信託銀行 営業推進部	TEL 03-5281-1340
〒100-8420	東京都千代田区有楽町 1-13-2 DNタワー21 7F	
	農林中央金庫 農林水産環境統括部	TEL 03-5220-9554

11. 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。
- (2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料等）の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が記載されてある場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

【参考】提出資料例

○申請時（一次審査前、5～6月）

「助成金交付申請書」、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料、その他関係資料

○〃（二次審査前、11～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

○報告時（事業完了後、4月頃）

「事業完了報告書」、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

以 上

○平成 24 年度（第 8 回）助成決定案件の概要等

助 成 対 象 先	事 業 の 概 要 と 評 価 の ポ イ ン ト
つるいむら 鶴居村森林組合 (北海道) 対象地面積 1 4 5 ha	事業名： 低コストでつくる林業専用道と作業システム（水土保全に配慮して） 当地域は、路網密度が低く、また、これから間伐を進めようとしているⅣ、Ⅴ齢級の若齢林分は低質材が多いことから、これらの利用間伐を推進していくためには、路網開設、素材生産の一層の低コスト化が必要となっている。 当事業では、トラックが走行可能な作業道を低コストで開設し、これまで取り組んできた林業用トラクタによる作業システムとの組合せにより全体のコストを縮減し、森林所有者の負担を軽減しつつ若齢林分における利用間伐を推進し、循環的な森林施業を目指すという取組みが評価された。
いしのまきちく 石巻地区森林組合 (宮城県) 対象地面積 5 8 ha	事業名： 「復興の森林(もり)プロジェクト」～木質バイオマス資源（C・D材）の活用による林業復興～ 当組合では、これまでA・B材を主体とする林分を中心に集約化施業を進めてきたことから、C・D材の割合が多い当地域の林分は手付かずの状態に放置され、多面的な機能が十分発揮されないおそれがある。 当事業では、管内でバイオマス発電が計画されていることもあり、石巻市にある当該森林を「復興の森林(もり)」と名づけ、木質バイオマス資源（C・D材）活用による採算の取れる林業の復興で、山林所有者の山に対する関心を高め、林業の明るい未来を感じてもらうことを目指すという取組みが評価された。
ふくいし 福井市森林組合 (福井県) 対象地面積 2 0 4 ha	事業名： 里山再生事業と龍興寺跡の融合で地域活性化～朝倉氏族の遺跡～ 当地域は、標高も低く、集落に近い里山林であるものの、朝倉氏遺跡周辺ということもあり、作業道が開設されず、集約化施業が敬遠され、森林管理が放棄されている地域である。 当事業では、森林と遺跡を共存させることで、森林所有者、地域住民等から森林整備への理解を得たうえで、その集約化を行い、低コストでの利用間伐を実現するために、路網の開設方法、作業システムの検証・構築を行い、里山林の活力回復、地域の活性化を目指すという取組みが評価された。
ながの 長野森林組合 (長野県) 対象地面積 1 1 6 ha	事業名： カシノナガキクイムシから守る！～野尻湖の豊かな里山林再生事業～ 当地域は、野尻湖湖畔に位置する国立公園にも指定されている里山広葉樹林であるが、薪炭林として利用されなくなり放置されたことから、立木は大径化し、カシノナガキクイムシ被害の脅威にさらされている。 当事業では、広葉樹林において、作業道開設による作業システムの検証・構築、伐採木の全木活用による販売収入の確保等に努め、放置された二次林を資源として有効活用するとともに、萌芽更新を促し、再生コストのかからない持続可能な森林経営を目指すという取組みが評価された。
ふ じ 富士森林組合 (静岡県) 対象地面積 5 6 ha	事業名： 「生産量増加を目指す段階」としての富士プロ第2ステージの構築に向けて 当地域は、富士山南西山麓の緩傾斜地で、蓄積も高く、積極的に木材生産を行っていく地域であるが、集落に近い森林でありながら、所有規模が小規模であること、手入れが不十分で不採算林分が多いことから整備が遅れている。 本事業では、これまで採算性が低いとしてきた林分でも持続的な林業経営が出来るよう、更なる低コストでの作業システム、B・C材を含めた販売システムの確立により、富士プロ第2ステージとしての競争力のある安定供給体制を構築し、森林所有者の関心を高めていくという取組みが評価された。

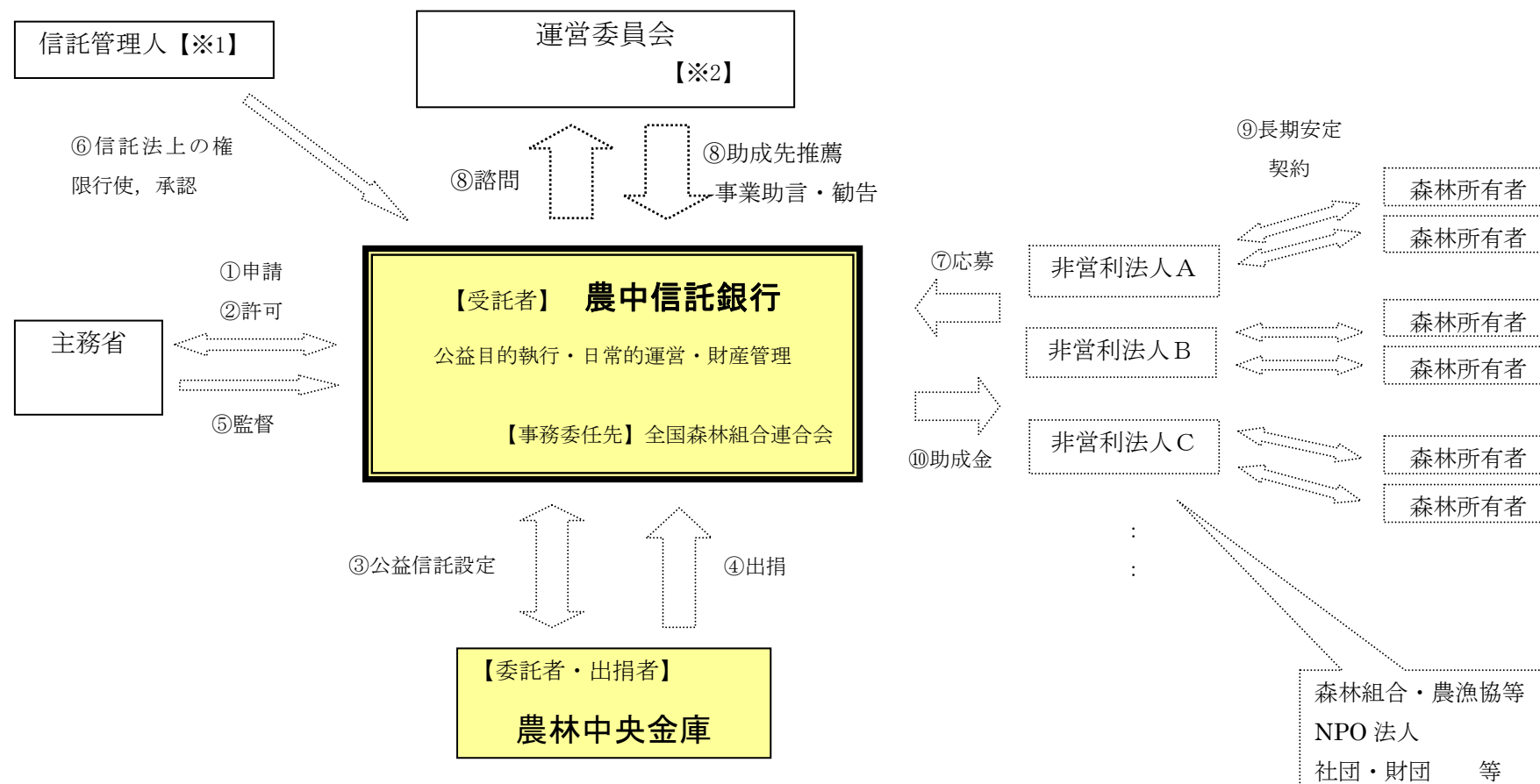
おおさかふ 大阪府森林組合 (大阪府) 対象地面積 6 7 ha	事業名： 多様な木材利用による里山の資源循環モデルの構築 当地域は、里山的利用が行われてきたが、昭和 40 年代以降拡大造林が進み、V～IX 齢級主体の未成熟人工林とマツクイムシ被害やナラ枯れ被害が見られる天然林が混在する「里山森林」である。 本事業では、対象森林を目指すべき森林のイメージによりゾーニングし、多様な木材利用（バイオコークス、ペレット等）に対応する効率的な路網整備、搬出間伐等の森林施業を実践し、そこから得られるデータを蓄積することで、里山林における資源循環モデルの構築を図るという取組みが評価された。
よしの 吉野きたやま森林組合 (奈良県) 対象地面積 1 1 0 ha	事業名： 急傾斜地における作業道開設と施業集約化モデル実証事業 当地域は、降雨量に恵まれた林業の盛んな地域であるが、地形的には急峻地が多く、架線による皆伐での施業形態が続く、搬出条件が良く、採算の取れる一部地域を除き、利用間伐は行なわれていない状況にある。 本事業では、奈良県が推進している奈良型作業道に挑戦するとともに、車輛系・架線系の併用による低コスト作業システムを検証・構築し、この地域を集約化施業のモデルとして、森林所有者の林業への意欲を喚起し、荒廃森林の再生、山村の活性化につながる起爆剤にしたいという取組みが評価された。
とさのもり・きゅうえんたい NPO 法人 土佐の森・救援隊 (高知県) 対象地面積 1 8 0 ha	事業名： 自伐林業方式『集落営林型』確立による、民有林再生モデル事業の展開 当地域は、急峻で雨量も多いことから、集中豪雨等による土砂災害等に細心の注意を払い、森林施業を行うことが必要である。そのような中で、当法人は、小規模自伐林業を復活・再生させることを目指して活動している。 当事業では、集落住民が組織する事業体と協働して、簡易な作業道の開設と軽架線、林内作業車による作業システムを、低投資で算入し易い「集落営林型」の自伐林業のモデルとして実証・普及させることを目指すという取組みが評価された。
かごしまけん 鹿児島県森林組合連合会 (鹿児島県) 対象地面積 1 7 8 ha	事業名： 急傾斜地区における災害に強い森林づくり 当地域は、谷筋部やマツクイムシ被害跡地を中心に、スギ、一部ヒノキの造林地があるが、急傾斜地で、かつ鹿児島県特有のシラス土壌地帯であることから、路網整備が進まず利用間伐が遅れており、災害の危険性も高くなっている。 当事業では、大学等と連携し、森林ゾーニング、その施業方法の検討、シラス急傾斜地における丈夫で簡易な作業道の開設方法や低コスト作業システムを確立し、これらをモデルにシラス急傾斜地での適切な利用間伐を指導・推進することで、災害に強い森づくりを目指すという取組みが評価された。

森林再生基金(FRONT80)の助成先一覧(平成17～24年度)

NO	区 分	助 成 団 体 名	都道府県	事 業 名
1	17年度	雄勝広域森林組合	秋田県	ゆーとびあ 雄湯郷森林境界再現保存整備事業
2	(第1回)	加子母森林組合	岐阜県	びりんばんせいこれたやさず 『美林萬世之不滅』の山づくり
3		三次地方森林組合	広島県	森林組合理「森林経営信託モデル事業」
4		新居(いしづち)森林組合	愛媛県	森林再生化事業(長期施業委託)
5	18年度 (第2回)	金山町森林組合	山形県	桧沢水源の森再生整備事業ー循環型社会の自律した森づくりー
6		東白川村森林組合	岐阜県	急傾斜地森林経営環境整備事業
7		真庭森林組合	岡山県	低コスト施業とバイオマス活用で進める低質林改良モデル事業
8		美馬森林組合	徳島県	「調和の森」造成事業
9		南那珂森林組合	宮崎県	再生！ 飢肥林業(森林データベースの構築による高付加価値材の生産と森林管理)
10	19年度	森林組合あおもり	青森県	ヒバの天然更新を生かす路網整備による循環型の森づくり事業ー平内町夏泊半島地区における持続的的林業経営の確立ー
11	(第3回)	飯伊森林組合	長野県	里山の森林再生事業 ～マツクイ被害からの再生～
12		NPO法人山里の暮らしと豊かな森を守る会	長野県	わがふる里のもり再生整備事業
13		三次地方森林組合, 上布野生産森林組合	広島県	森林組合理「経営信託モデル事業」ステップ 生産森林組合再生プログラム
14	20年度 (第4回)	富山県西部森林組合	富山県	未来へつなぐ 里山再生プロジェクト
15		松阪飯南森林組合	三重県	林地残材を有価にー低コスト生産システムの構築と分析ー
16		生栖生産森林組合	兵庫県	大橋式作業道による「壊れにくい作業道開設」事業の実践
17		日南町森林組合	鳥取県	循環型林業地の形成 ～林業収入の安定的確保～
18	21年度 (第5回)	多野東部森林組合	群馬県	林業の未来に向けて ～将来に繋がる森林づくり～
19		上伊那森林組合	長野県	マツ林再生による地域林業活性化事業
20		静岡県森林組合連合会	静岡県	森林組合未組織地域における低コスト作業システムの推進
21		津山市森林組合	岡山県	広戸地域水源林再生事業 ～価値ある森林を後世に継承するために～
22		いしづち森林組合	愛媛県	温航知森！ 過去の航空写真を使った森林境界明確化事業
23	22年度 (第6回)	北信州森林組合	長野県	デジタル森林管理 ～森林経営の再生を目指して～
24		NPO法人杉の杜 学舎	岐阜県	美濃市ふくべの森入会林野再生モデル事業
25		中勢森林組合	三重県	森林ゾーニングによる多様で健全な森林づくり事業
26		吉野林業協同組合	奈良県	川上村下多古峰の平 作業道作成工事及び周辺間伐事業
27		熊本県森林組合連合会	熊本県	熊本市西部域民有林の森林境界明確化と森林の保全対策
28		曾於地区森林組合	鹿児島県	ふるさとの森再生事業 ～台風被害からの復活～

NO	区 分	助 成 団 体 名	都道府県	事 業 名
29	23年度 (第7回)	北都留森林組合	山梨県	北都留森林組合森林・林業・山村再生プラン～生業(なりわい)としての林業への挑戦～
30		中濃森林組合	岐阜県	多様性をもった里山森林整備モデル林の造成
31		可茂森林組合	岐阜県	集落周辺の里山未整備森林再生プロジェクト
32		龍神村森林組合	和歌山県	新天地開拓モデル事業～翔(はばた)く「龍神材」谷を越える～
33		しまね東部森林組合	島根県	水源林における集約化施業による利用間伐の推進
34		愛媛県森林組合連合会	愛媛県	地域連携で取り組む「風早(かざはや)の森」再生事業
35		久万広域森林組合	愛媛県	利用間伐への転換のための木材生産検証事業
36		香美森林組合	高知県	地域森林資源の管理者を目指して～限界集落の守り香美～
37	24年度 (第8回)	鶴居村森林組合	北海道	低コストでつくる林業専用道と作業システム(水土保持に配慮して)
38		石巻地区森林組合	宮城県	「復興の森林(もり)プロジェクト」～木質バイオマス資源(C・D材)の活用による林業復興～
39		福井市森林組合	福井県	里山再生事業と龍興寺跡の融合で地域活性化～朝倉氏族の遺跡～
40		長野森林組合	長野県	カシノナガキクイムシから守る！～野尻湖の豊かな里山林再生事業～
41		富士森林組合	静岡県	「生産量増加を目指す段階」としての富士プロ第2ステージの構築に向けて
42		大阪府森林組合	大阪府	多様な木材利用による里山の資源循環モデルの構築
43		吉野きたやま森林組合	奈良県	急傾斜地における作業道開設と施業集約化モデル実証事業
44		NPO法人土佐の森・救援隊	高知県	自伐林業方式『集落営林型』確立による、民有林再生モデル事業の展開
45		鹿児島県森林組合連合会	鹿児島県	急傾斜地区における災害に強い森林づくり

森林再生基金（FRONT80）のスキーム図



【※1】 不特定多数の受益者の代表として、受託者の職務執行を監督し、重要事項を承認する。

【※2】 公益目的遂行のため助成先の推薦や公益信託の事業遂行について助言・勧告を行う。学識経験者数名で構成。